

# 高齢者虐待の防止について

令和8年3月 尾張旭市長寿課

# 介護従事者へのお願い

日常業務において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに尾張旭市役所長寿課、尾張旭市地域包括支援センターへ相談・情報提供をしてください。

- ◆ 介護サービス事業者等、高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めることとされています（高齢者虐待防止法第5条）
- ◆ 虐待の情報提供は、守秘義務より優先します（高齢者虐待防止法第7条第3項）
- ◆ 虐待かどうかの判断は必要ありません、疑いでもご連絡ください。

高齢者と障がい者を虐待から守ろう 高齢者  1656 障がい者  1691

どんな行為が虐待なの？

身体的虐待	暴行を加える。正当な理由なく身動きがとれない状態にする
性的虐待	無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりする
心理的虐待	言葉や態度で、精神的な苦痛を与える
放棄・放任(ネグレクト)	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させる
経済的虐待	本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使う。また、理由なく金銭を与えない

見逃さないで！虐待のサイン

- 体に小さな傷やあざが頻繁に見られる
- 急におびえたり、恐れた表情を見せたりする
- 収入などがあることは明らかにもかかわらず、お金がないと訴える
- 住居や衣服などが非衛生的になっている
- 自宅から本人や家族などの悲鳴や怒鳴り声などが聞こえる
- 訪問しても会えない、家族が面会を嫌がる
- 無気力、諦め、投げやりな様子

相談窓口(匿名可、秘密厳守)

高齢者の虐待  長寿課  76-8143 地域包括支援センター  55-0654

障がい者の虐待  地域福祉課  76-8142、FAX.52-3749

市障がい者基幹相談支援センター  76-8140、FAX.53-2280

令和8年4月からは、  
尾張旭市地域包括支援セ  
ンターサンヴェール尾張旭  
も追加  
 56-4020

# 尾張旭市における高齢者虐待の状況

## 養護者による虐待

年 度		R5	R6
相 談 件 数		24 件	17 件
事実確認の結果	虐待を受けた、虐待を受ける恐れがあると思われた事案	8 人	9 人
	虐待を受けたとは思われなかった事例	16 人	8 人
虐待の種類 (重複あり)	身体的虐待	5 件	6 件
	介護・世話の放棄、放任	2 件	3 件
	心理的虐待	2 件	3 件
	性的虐待	0 件	0 件
	経済的虐待	0 件	1 件
対応策	有 分離の有	(被虐待者の保護又は虐待者から分離した事例) 6 人	4 人
	無 分離の有無	(被虐待者と虐待者を分離していない事例) 2 人	5 人

## 養介護施設従事者による虐待

R5	R6
3 件	2 件
1 施設	2 施設
2 施設	0 施設
0 件	2 件
0 件	0 件
1 件	0 件
0 件	0 件
0 件	0 件

# 身体的拘束に対する考え方

養介護施設などにおいては、高齢者をベッドや車椅子に縛り付けるなど身体の自由を奪う「身体拘束」は、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除いて、「高齢者虐待」として対応する必要があります。その場合、以下の点について確認することが重要です。

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件(全て満たすことが必要)

- 切迫性 : 利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性
- 非代替性 : 身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性 : 身体拘束は一時的なものであること

## <確認のポイント>

- ① 緊急やむをえない状況であるかについて、養介護施設全体において十分な検討や議論が行われ、共通認識が得られているか。
  - ② 拘束とされる対応以外の方法の有無について、十分かつ慎重な検討や議論が行われているか。
  - ③ 実施にあたって、その目的や意図を理解した上での記録が作成されているか。
  - ④ 緊急やむをえず実施する拘束は、あくまで一時的なものであると認識し、常に解除に向けた意識を持って対応しているか。
- ⇒ **このような取組の無い中で身体的拘束が行われている場合は、適切な対応を図るよう、早急に指導する必要があります。**

## 身体的拘束に対する考え方

令和6年4月1日から、訪問・通所系介護サービスに対し、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）が義務となり、これらの措置が講じられていない場合は、基本報酬が減算されます。

また、有料老人ホームについては、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」に規定された内容を遵守すること。

実施の徹底をお願いします。

# 身体拘束の具体例

(参考:厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」より)

- ◆ ① 徘徊しないように、車椅子やいす、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ◆ ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ◆ ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ◆ ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐などで縛る。
- ◆ ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。
- ◆ ⑥ 車椅子やいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ◆ ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ◆ ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ◆ ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ◆ ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ◆ ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

# 緊急やむを得ない場合に 記録すべき内容

## 身体拘束に関する記録が義務づけられている

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の本人の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

### 記録の作成

記録はアセスメントからはじまる。まずはアセスメントを行った内容を記録したうえで、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法にかかわる再検討を行うことに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、家族等関係者の間で適近の情報を共有する。

身体拘束に関する説明書・経過観察記録は、施設・事業所において保存する。記録は、行政担当部局の運営指導や監査が行われる際に提示できるようにしておく必要がある。また、身体的拘束等の適正化のための指針を整備することが求められているサービス種別においては、指針も記録の一つである。

また、家族への説明の確認は、同意ではないことに留意する。家族の同意は、身体拘束を認める根拠にはならない。

身体拘束に関する記録  
は、必要です！



### 施設および在宅におけるポイント

- ✓ 「切迫性」「非代替性」「一時性」それぞれについて、なぜその要件を満たしているか、具体的に記録しているか
- ✓ 再検討を行うことに逐次その記録を加えているか
- ✓ 今後どのようなケアをすることによって改善するか、丁寧に記入しているか
- ✓ 本人の状態や、家族の意見についても記録しているか
- ✓ 本人の意思については、身体を拘束することに対して理解が得られたような言葉が聞かれたとしても、認知症等の状態から、本当に理解してその言葉を発しているとは限らないため、慎重な判断を組織で行ったか

### 身体的拘束等適正化検討委員会の議事録

身体的拘束等適正化検討委員会の議事録についても作成・保存する必要がある。議事録には、主に下記の内容を記載する。

- ・開催日時、参加者、議題、議事概要等
- ・(身体拘束を行っている入居者がいる場合)その人数や三つの要件の確認とその判断理由、解除の是非等
- ・(身体拘束を開始する検討が必要な入居者がいる場合)切迫性の確認とその判断理由、非代替性の確認とその判断理由(代替案の列挙)、一時性の確認とその判断理由等
- ・(緊急やむを得ず身体拘束が必要であるという判断をした場合)本人、家族、関係者、関係機関との意見調整の進め方、身体拘束開始日・解除予定日等

# まとめ

- ◆ 根拠法は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」です。
- ◆ 疑わしい事例がありましたら、お気軽に市役所、地域包括支援センターへご相談ください。
- ◆ 利用者と契約するときは、利用者に怪我、介護者による暴言等がみられた時は、事業者は一律に市役所に情報提供する義務がある事を説明しておいてください。

ご清聴ありがとうございました

